給与所得者等再生による再生手続開始

平成２９年（再ロ）第１号

福岡県直方市大字植木480番地７
再生債務者　麻生　誠
１　決定年月日時　平成29年２月21日午前10時
２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成29年３月21日まで
４　一般異議申述期間　平成29年３月28日から平成29年４月４日まで
福岡地方裁判所直方支部

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２７年（再ロ）第４号

静岡市葵区瀬名２丁目14番19号
再生債務者　望月　薫
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成28年10月28日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成29年２月21日
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（再ロ）第２号

千葉県松戸市仲井町３丁目29番地の２
再生債務者　中里　裕一
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成29年２月15日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成29年２月17日
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（再ロ）第２２号

横浜市港南区笹下４丁目１番７号　レオパレス屏風ヶ浦第３　203号室
再生債務者　下村　一文
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成29年２月17日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成29年２月21日
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（再ロ）第１６号

京都府城陽市寺田東ノ口55番地の21
再生債務者　栗田　憲明
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成29年２月17日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成29年２月21日
京都地方裁判所第５民事部再生係

平成２８年（再ロ）第７号

鹿児島市上荒田町17番12号（ガーデンハウス302号）
再生債務者　吉村　圭二
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成29年２月20日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成29年２月21日
鹿児島地方裁判所民事第３部再生係

給与所得者等再生による再生計画不認可

平成２８年（再ロ）第１０号

大阪府富田林市若松町５丁目10番43号
再生債務者　早田　明文
１　主文　本件再生計画を認可しない。
２　理由の要旨　平成29年２月３日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法202条２項２号に定める事由がある。
平成29年２月20日
大阪地方裁判所堺支部個人再生係

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
両社の株主総会の承認決議は平成二十九年二月二十一日に終了しております。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十九年二月二十一日
掲載頁　八十九頁（号外第三十四号）
（乙）計算書類の公告義務はありません。
平成二十九年三月一日
長崎県島原市亀の甲町乙一六四三番地一
（甲）株式会社キタウラ
代表取締役　北浦　誠治
長崎県島原市亀の甲町乙七〇番地一
（乙）有限会社谷川自動車
代表取締役　北浦　誠治

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載紙　八重山毎日新聞
掲載の日付　平成二十九年二月二十三日
掲載頁　九頁
（乙）清算株式会社です。
平成二十九年三月一日
沖縄県八重山郡竹富町字南風見五〇八番地の二〇五
（甲）株式会社南風見観光
代表取締役　齋藤　工
埼玉県川口市並木三丁目一八番五号
（乙）クロッシング株式会社
代表清算人　佐藤　健

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して、甲は乙の北海道地区マンション総合管理事業及びこれに付帯する一切の事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。
この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十九年二月二十四日
掲載頁　一二三頁（号外第三十七号）
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十八年六月十四日
掲載頁　九十八頁（号外第一三一号）
平成二十九年三月一日
北海道札幌市中央区南一条西七丁目一二番地
（甲）北光管理サービス株式会社
代表取締役　小堀　憲一
東京都中央区日本橋浜町三丁目二七番六号
（乙）株式会社日立ビルシステムエンジニアリング
取締役社長　矢川　昌二

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。
この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
平成二十九年三月一日
埼玉県川越市三光町二八番地九
合同会社ＭＳＣ
代表社員　道場　智史

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千二百五十万円減少し三百万円とすることにいたしました。
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、計算書類の公告義務はありません。
平成二十九年三月一日
北海道帯広市西二〇条南五丁目三六番一三号
有限会社チャアズ
代表取締役　秋山　里美

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一万円減少し九九九万円とすることにいたしました。
効力発生日は平成二十九年四月二日であり、株主総会の決議は、平成二十九年一月二十一日に終了しております。
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、確定した最終事業年度はありません。
平成二十九年三月一日
石川県金沢市間明町二丁目二六九番地
株式会社ＬＵＡＮＥＣＴ
代表取締役　丹波　宏之

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を千二百万円減少することにいたしました。
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
確定した最終事業年度はありません。
平成二十九年三月一日
愛知県江南市赤童子町良原三番地一
株式会社ウイングル
代表取締役　小林宏治郎